

令和6年 1月24日

課外活動団体（サークル）等関係者 各位

工学研究院事務課学生係

令和6年度課外（サークル）活動に伴う自動車入構許可手続について

課外（サークル）活動のため、大学構内への自動車入構を希望する団体等は、下記により申請を行ってください。

なお、自動車入構を許可する理由は、次の①から④に該当する場合に限ります。

- ① 学外の指導者等が頻繁に入構するため。
- ② 主な活動場所が学外にあり、部員及び道具の運搬に必要なため。
- ③ 合同練習や会合のため、他キャンパスや他大学等へ頻繁に往来する必要があるため。
- ④ 自動車を常に必要とする活動内容であるため。

単発的な学外行事等での部員の送迎や、道具等の運搬が必要な場合の入構許可申請は、この申請とは別に、臨時入構手続により学生係窓口で対応しますのでこの申請は行わないでください。（臨時入構手続は、実施の5日前までの申請が必須です。）

申請の結果は、3月中旬以降にメール送信でお知らせする予定です。

許可された団体は、入構カード1枚につき **3,000 円**（金額は変更される場合があります）が必要です。

記

1. 提出書類
 - i **課外（サークル）活動用入構カード発行申請書**（所定様式）
 - ii **使用する車の自動車検査証**（スキャンデータ：PDF）
 - iii **使用する車の任意保険証書**（スキャンデータ：PDF）

※ 申請者（使用者）が運転時の補償対象となっている必要があります。
2. ダウンロード先 <https://www.tobata.kyutech.ac.jp/campus/parking/>
ダウンロード期間 2024年2月1日（木）～2024年2月19日（月）
3. 提出期間 **2024年2月13日（火）～2024年2月19日（月）**
4. 提出先 koh-gakusei@jimu.kyutech.ac.jp（工学研究院事務課学生係）
メールの件名は「自動車入構申請（課外活動団体名）」としてください。

○戸畑地区学生用自動車の駐車場利用許可審査等基準

令和5年11月2日

- 第1 この基準は、九州工業大学駐車場利用要項第9条の規定に基づき、戸畑地区の学生の駐車場利用に係る許可基準その他について定めることを目的とする。
- 第2 戸畑地区の駐車場（以下「駐車場」という。）を利用できる学生及び課外活動団体（以下「団体」という。）は、次のとおりとする。
- （1）通学に際し、自動車を利用しなければ修学に多大な支障をきたすと認められる場合。
 - （2）課外活動に際し、自動車を利用しなければ活動に多大な支障をきたすと認められる場合。
- 第3 駐車場利用申請時期は、第2第1号にあっては学生の入学時期に当たる春季及び秋季の年2回とし、第2第2号にあっては春季の年1回とする。
- 2 第2第1号に係る当該年度の駐車許可台数は、前年度1月末現在の各学科、専攻（コース）の学生数（在籍者数）により算定・案分して配分することとする。
- 第4 第2第1号に係る駐車場利用申請を行う学生は、次に掲げる書類を所定の方法により期間内に提出または提示しなければならない。
- （1）自動車入構許可申請書
 - （2）誓約書
 - （3）自動車検査証
 - （4）任意保険証書
 - （5）自動車運転免許証
 - （6）保護者承諾書（20歳未満の学生）
 - （7）勤務先証明書（社会人学生）
- 2 第2第2号に係る駐車場利用申請を行う団体は、次に掲げる書類を所定の方法により期間内に提出または提示しなければならない。
- （1）サークル活動用入構カード発行申請書
 - （2）自動車検査証
 - （3）任意保険証書
 - （4）自動車運転免許証
- 第5 第2第1号に係る駐車場利用の審査にあたり許可する場合は、次に掲げる基準を全て満たさなければならない。
- （1）自動車運転免許証の交付を受けてから1年以上経過しており、かつ、自動車運転経験があること。
 - （2）利用する自動車が対人賠償及び対物賠償の自動車責任賠償保険（いわゆる任意保険）に加入し

ており、かつ、申請者である学生が、当該保険における運転時の補償対象となっていること。

(3) 住居から戸畑地区までの直線距離が概ね3キロ以上であること。

(4) 公共交通機関での通学が困難であると認められること、または、自動車を利用しなければならない正当な理由が自動車入構許可申請書に明記されていること。

2 次に掲げる学生からの申請を許可する場合は、優先的に取り扱うこととする。

(1) 身体障がい等のリスクを有する学生

(2) 大学院の社会人学生として入学した学生

(3) 博士後期課程の学生

3 駐車場利用申請の審査は、申請学生が所属する学科、専攻（コース）で行うこととする。

4 前項の審査の際は、配分された駐車台数の範囲内において、次に係る事項を考慮して行うものとする。

(1) 修士論文または卒業研究の着手状況

(2) 通学に要する時間

(3) その他、申請学生が有する個別の事情等

第6 第2第2号に係る駐車場利用申請の審査は、申請団体の活動状況を斟酌のうえ、工学研究院事務課が行うこととする。

第7 駐車場利用を許可された学生及び団体は、所定の利用料を納めなくてはならない。

第8 許可された学生・団体が入構し駐車場を利用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 歩行者の安全を守り、学内交通規定及び道路標識に従うこと。

(2) 騒音（警笛音、空ふかし、長時間のアイドリング等）の防止に努めること。

(3) 駐車場以外の場所（路上、路肩）に駐車しないこと。

(4) 学生証及び入構カードを他の学生等へ転貸しないこと。

(5) 一般的なモラル・マナーを守り、駐車場管理上、支障となる行為をしないこと。

2 前項の遵守事項が守られない場合及び申請の際に提出した書類等に虚偽が認められた場合は許可を取り消す。

第9 第2に掲げる以外の理由で、学生が一時的に駐車場を利用する場合の手続は別に定める。

第10 戸畑地区の学生の駐車場利用に係る事務手続は工学研究院事務課学生係が所掌する。

(付記)

1. この基準は、令和6年4月1日から適用する。